

## = 4月より、健康保険の被扶養者認定における判定方法が変更 =

厚生労働省は、2026年4月より、社会保険の年収130万円未満(注)に関する被扶養者認定において、新しい年収確認方法に変更します。(注:認定対象者が60歳以上の人または一定の障害者の方は180万円未満、19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)の方は150万円未満)

今回の改正の趣旨は、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うものになります。

130万円未満(注)であるか否かの判断は、労働条件通知書等の労働契約内容が確認できる書類において

**時給・労働時間・日数・諸手当・賞与等を用いて判断**します。  
**書類上に明確な規定がなく予め金額を見込み難い時間外労働に対する賃金等は年間収入の見込額に含めません。**

なお、労働契約の更新や労働条件に変更があった場合には、条件変更の都度、書面の提出が必要となります。

労働契約内容が確認できる書類がない場合は、従来どおり、勤務先から発行された**収入証明書**や**課税(非課税)証明書**等により年間収入を判定します。

この機会に労働条件通知書等の整備や見直しで、社労士を活用されてみてはいかがでしょうか。

## = 労働保険料(労災保険料+雇用保険料)の納付に口座振替を活用されませんか? =

### 【現行ルール ～2026年3月】

被扶養者の過去の収入、現時点での収入または将来の見込みなどから、今後1年間の収入見込み

課題: 残業や一時的な収入変動により予測が困難

### 【新ルール 2026年4月以降】

労働契約(労働条件通知書等)で定められた賃金に基づき年収を判定

メリット: 契約書ベースで判断されるため「予見可能性」が高い



毎年労働保険料を7月10日までに振込していましたが、口座振替を利用した方がメリットがあるのでしょうか。



納付書で納付する場合の期限は7月10日ですが、口座振替に変更した場合は、法定納付日が9月6日(口座振替納付日が土日祝の場合は変更)となり、約2ヶ月も期間にゆとりが生まれます。毎回、金融機関の窓口に行く手間や待ち時間が解消されますし、納付忘れがなくなるため、延滞金を課される心配もなくなります。手数料もかかりませんのでおすすめです。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日*	1月31日*
口座振替による納付日(引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
申込締切日	2月25日	8月14日	10月11日

口座振替を利用するためには、どのように手続きをすれば良いのでしょうか。



1

2

3

4 お近くの労働局や労働基準監督署に申込用紙があります。下記の厚生労働省ウェブサイトからもダウンロードが可能です。  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/kouza\\_moushikomi.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/kouza_moushikomi.html)



事前に、振替金額を覚えてもらえるのでしょうか。



口座振替の約2～3週間前に、振替金額や口座名義、振替日等を記載したハガキが届きます。また、口座振替されてから、約3週間結果通知ハガキも送付されます。振替日に保険料の引落としが出来なかった場合も、連絡がありますので、労働保険料の口座振替をご活用されてはいかがでしょうか。



希望する取扱金融機関の窓口へ、2月25日までに提出すれば、2026年度の労働保険料から口座振替が利用できます。\*申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

#### 各期の申込締切日・口座振替日

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期または第1期	申込締切日 2月25日												
								口座振替納付日 9月6日					

5

6

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-0872  
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 労務チーム 友田美津子

TEL: 06-6868-1177  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら  
からご覧いただけます

作成日: 2026.1.19



イラスト協力: WANPUG